

## 三芳町自然の森・レクリエーション公園条例

### (目的及び設置)

第1条 三芳町の少年少女の健全育成及び地域住民のふれあいを目的として、三芳町自然の森・レクリエーション公園（以下「レクリエーション公園」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 レクリエーション公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三芳町自然の森・レクリエーション公園	三芳町大字藤久保1 1 1 2 番地2

### (開場時間等)

第3条 レクリエーション公園の開場時間及び休場日は、規則で定める。

### (使用の許可)

第4条 レクリエーション公園を使用する者でレクリエーション公園の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

### (使用の制限等)

第5条 町長は、レクリエーション公園の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、備品等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

2 町長は、前条の許可をする場合において、レクリエーション公園の管理上必要な条件を付することができる。

### (許可の取消し等)

第6条 町長は、第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可の申請に際し、偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) その他管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により使用の許可の条件を変更し、若しくは使用の停止を命じ、又は許可を取り消した場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、町は一切その責を負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。

3 町長は、必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の許可)

第9条 使用者は、レクリエーション公園の使用に当たり、特別な設備や器具を設け、又は使用しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

第6条第1項の規定により使用の停止を命ぜられ、又は使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町においてこれを執行し、その費用をその者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 自己の責めに帰すべき事由により施設又は付属設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

種別	単位	基本使用料（1時間につき）
レクリエーション広場	全面	1,000円

備考

使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。